

# 津野町活性化計画

高知県津野町

平成20年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	津野町活性化計画			計画期間( 2 )	H20～H24
都道府県名	高知県	市町村名	津野町	地区名( 1 )	津野町

**目 標 :**( 3 )  
 活性化計画区域内において、森林の団地化を推進し、高性能林業機械を導入し積極的な搬出間伐を推進することにより木材生産性の向上を図り、これに就業する雇用の場を確保する。これにより、地域木材の販売量を増加させ、森林所有者の所得の向上を図り、かつ、林業就業者の減少の抑制により地域内の人口の定住化を図ることができる。  
 目標としては、計画期間の平成20～24年度の5年間において、木材生産量を延べ10,650m<sup>3</sup>増加させ、林業就業者数を、平成14～18年度末の平均46人の現状維持とする。

**目標設定の考え方**  
**地区の概要:**  
 津野町は高知県の中西部に位置し、平成17年2月に旧・葉山村と旧・東津野村が合併し誕生した町である。町の総面積の91%は林野で占められており、日本最後の清流と呼ばれる「四万十川」、ニホンカワウソが日本で最後に見られたとされる「新莊川」、日本三大カルストのひとつ「四国カルスト」があることなど、大変自然豊かな町と言える。  
 計画区域内人口(国勢調査)については、平成7年に7,554人であったものが、平成17年には6,862人と9%も減少しており、高齢者比率も、同じく29.2%であったものが35.9%となり、人口減少、高齢化が進んでいる。  
 町の主要産業は農林業であり、なかでも林業においては森林の68%を占める人工林の活用が地域発展の鍵となっている。

**現状と課題**  
 本町では、戦後、積極的に植林された山々が収入間伐及び主伐の時期を迎えているが、材の価格の低迷により、山林への意欲・関心が薄れている。このような状況を打開するべく本町においても、平成19～20年度中に高知県が進めている森林の団地化「森の工場づくり事業計画」の承認を受け、木材生産性の向上と雇用の確保を目指す計画である。  
 このことから、当町の森林に見合った高性能林業機械による木材搬出作業の効率化と、高齢化が進む林業従事者の熟練した技術を次世代の担い手に引き継ぎ、林業就業者数を維持することが課題である。

**今後の展開方向等( 4 )**  
 木材価格の低迷及び、林業従事者の高齢化、後継者不足が進み、地域活力が低下する中、成熟期を迎える森林を有効活用することにより地域の活性化を目指すこととする。  
 具体的には、「森の工場」を軸とした積極的かつ高性能林業機械の導入による高効率な搬出間伐を行い、森林所有者への利潤還元をすることで山林への価値観を見直させ、また、地域内の林業就業者数の減少を抑制することにより、森林を地域の財産と見据えた地域の活性化を目指すこととする。更には、間伐による森林整備が進むことにより森林荒廃を防ぎ、森林の持つ環境保全機能や資源循環機能としての役割を十分発揮させる。

**〔記入要領〕**

- 1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- 2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- 3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- 4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。  
 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業( 1 )

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)( 2 )	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別( 3 )	備考
津野町	津野町	生産機械施設 (林業機械施設)	津野町森林組合	有	イ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務( 4 )

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当無し			

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)( 5 )

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
津野町	津野町	森林造成事業	津野町森林組合	間伐実施、作業道整備

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項( 6 )

該当なし
------

#### 【記入要領】

- 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域( 1)

津野町	区域面積 ( 2)	17,926ha
区域設定の考え方 ( 3)		
法第3条第1号関係： 当該区域は私有林15,169ha、国有林2,757haとなっており、林野率は91%である。私有林においては人工林は全体の65%で、うち収入間伐を迎える31年生以上の森林が91%を占める。また、私有林の森林所有者は、面積において82%が地元住民である。		
法第3条第2号関係： 農林業以外の大きな産業がなく、公共建設事業にたよってきた本町においては、今後、町の豊かな資源である森林を活用した林業の活性化がなければ、人口流出による人口の減少率を低下させることはできない。津野町内の森林を活用する地域活性化目標に向けた事業計画は必要である。		
法第3条第3号関係： 町は全域が過疎地域であり、市街地に位置付けられた地域はない。計画区域は、農地等を除いた私有林及び国有林の森林計画区域を対象としている。		

#### 【記入要領】

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- 2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- 3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		権利の種類(1)	氏名	住所		農地(2)	市民農園施設 種別(3)
					氏名	住所		氏名	住所						

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(4)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3)開設の時期(農林水産省令第2条第4号二)

--

##### 【記入要領】

- 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- 「種別」には(3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。  
市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針( 1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法( 2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準( 3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準( 4)		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法( 5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件( 6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項( 7)		

- 1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- 2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。  
また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- 3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- 4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- 5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- 6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- 7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等( 1)

過去5年間における木材生産量をもとに、計画期間の平成20～24年度の5年間での木材生産量の増加量を算出し、目標値と比較、検討する。また、雇用の場を確保していくことで林業労働者の減少の抑制を図ることとし、県が実施している林業就業者調査に基づく林業労働者数の過去5年間の林業就業者数と、計画期間5年間の林業就業者数を比較する。

木材の搬出・販売増加量(m3) = 計画実施5年間の木材生産量(m3) - 過去5年間の木材生産量(m3)

木材の搬出・販売増加率(%) = 計画実施5年間の木材生産量(m3) ÷ 過去5年間の木材生産量(m3) × 100 - 100

目標達成比率 = 計画実施事業量(m3) ÷ 目標値(m3)

### 【記入要領】

- 1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。